

ピックアップ 市政情報

農用地利用計画 変更申し出の受け付け

農地に住宅や駐車場、工場や資材置場、農業用施設等を建設する場合、農用地利用計画の変更手続きが必要です。

市では、年3回の変更申出（除外、編入、用途区分の変更）の受け付けを行っています。

提出書類（正副各2部）

※副本はコピー可

①変更申出書（様式は農政課および各支所産業建設課で受け取るか、市ウェブサイトからダウンロード）

②位置図（住宅地図等）

③公図の写し（縮尺を記入）

④登記事項証明書（登記簿謄本）の写し

⑤土地利用計画図（建物または施設等の面積、位置および施設物間の距離を表示）

⑥用排水計画図（取水および排水の経過を示す図面）

⑦法人登記簿謄本、定款（事業計画者が法人の場合）

⑧その他参考となる資料等
申し出締め切り

5月、9月、1月の年3回

※締切日については左記までお問い合わせください。

受付時間

午前8時30分～

午後5時15分

※土日・祝日を除く

提出場所

農政課（市役所2階）または各支所産業建設課

注意事項

変更を希望する農振農用地は法律要件（農振法第13条第2項）の全てを満たす土地で、農地転用許可、開発許可および建築確認が得られる場合に限り、変更申し出をされても全てが認可されるとは限りません。

農地転用を予定される方は、事業計画の早い段階でご相談ください。

お問い合わせ先

農政課総合農政係

☎(55)5116

一定規模以上の 土地取引をする場合は 届け出が必要です

市内で売買等対価を伴う土地取引を行う場合は、各法令の規定により届け出が必要となる場合があります。

根拠法令	取引する土地の面積		届け出者	届け出期限	届け出対象となる取引
	都市計画区域	区域外			
国土利用計画法	5,000㎡以上	1 ha以上	権利を取得した人	契約締結から2週間以内	売買または地上権等権利取得等
公有地の拡大の推進に関する法律	1 ha(都市計画施設を含む場合は200㎡)以上	-	譲渡しようとする人	契約締結から3週間以内	売買、交換等所有権の譲渡

一覧に記載したとおり、届け出が対象となる面積や届け出が必要となる方などは、取引する土地の場所などで異なります。

詳しくは、左記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

都市計画課計画係

☎(55)5128

生活道路舗装事業の 申請受付

この事業は、道路を利用される皆さまから一定の負担（分担金）をいただいて、市が管理する道路のうち家屋に通ずる幅員2m以上の未舗装道路を舗装するものです。

今回の申請受付は、平成29年度事業分となります。

分担金

認定市道・農道・林道

…事業費のうち15%
その他の公衆用道路
…事業費のうち50%

申請方法

事業を希望される方は、地元行政区長の同意を得た上で、申請書を9月末日までに土木課（市役所2階）、各支所または各住民センターへ提出して

ください。

詳しくは、左記までお問い合わせいただくか、市ウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせ先

土木課監理係

☎(55)5123

地方創生推進係を 新設します

人口減少対策や少子高齢化対策、地域経済の活性化や定住促進など、新総合計画に掲げる各種施策の推進と、まち・ひと・しごと創生に係る庁内連携等総合調整を図るため、4月1日から、総務部企画財政課に地方創生推進係を新設します。

◎地方創生に関する問い合わせ先

企画財政課地方創生推進係

☎(24)7120

◎市の組織に関する問い合わせ先

人事行政課行政係

☎(55)5084



「二本松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定

将来にわたって二本松市を
持続していくために、「しごと」
と「ひと」を呼び、「しごと」
が「しごと」を呼び込む好循環
を確立し、人口減少の解消を
図るため「二本松市まち・ひ
と・しごと創生総合戦略」を
策定しました。

次の4つの基本目標を定め、
民間とも協力しながら、さま
ざまな取り組みを進めていき
ます。

若い世代の結婚・ 出産・子育ての希 望をかなえる	市内へ新しい人の 流れを生み出す
総合戦略の基本目標	
若い世代も生きが いをもって安心して 働ける仕事づくり	元気に安心して暮 らせる地域社会を つくる

本年度の取り組み事項は、
平成27年度補正予算や平成28
年度予算で措置しています。
(2～5ページに掲載)

◎問い合わせ:

企画財政課地方創生推進係
☎(24)71200

二本松を元気に！
市長の新野です。

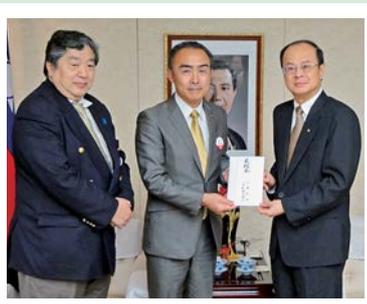
最近の活動を写真でお伝えします。



3月4日

高宮祐樹選手来松

2月28日に行われた東京マラソンで日本人最高位8位に入賞した本市出身(原セ諏訪)の高宮祐樹選手が入賞報告を兼ねて表敬訪問されました。オリンピック出場に向け努力を惜しまない高宮選手にエールを送ります。☎



2月23日

台湾南部地震のお見舞い

台北駐日経済文化代表処を訪問し、沈斯淳代表に台湾南部地震のお見舞いと市内33団体、個人の皆さまからの義援金を届けました。☎

2月18日

電気自動車無償貸与

日産自動車株式会社が実施している「EVをもっと身近に！プロジェクト/電気自動車活用事例創発事業」により、電気自動車「e-NV200」1台が3年間無償貸与されました。☎

二本松市長

新野 洋

「新5カ年で目指すものは」

合併後十年の長期総合計画が終了し、「二本松を元気に！新5カ年プラン」がスタートしました。これまでの十年間の総合的な施策の方向性を継承しつつ、今後五年間のうちに優先的に解決していくべき課題について「選択と集中」をもって、より政策効果の高い事業を推進してまいります。

計画では「子育て支援や定住支援による人口減少対策」「産業・観光振興による地域の均衡ある発展」「生涯スポーツと健康づくりの推進による健康寿命の延伸」という三つの重点事項を掲げ、新年度から鋭意取り組んでまいります。まず、「ママになるなら二本松」の冊子の中に多彩な子育て支援と定住促進のメニューを載せていますが、これをさらにバージョンアップさせます。また若者の定住促進策として、安達地区にある雇用促進住宅を市が買い取り活用する事としました。

産業の振興策では、市内事業所等の人材育成補助、空き店舗改修費等補助、空き店舗賃借料補助、市外からの転入

者には創業者住居賃借料補助、創業支援の無料相談会の開催、そして好評であった商店等リニューアル事業は継続していきます。また市内就労を促進するために、にほんまつ産業交流フェアの開催、企業・事業所を紹介するガイドブックの作成をおこないます。

観光・交流の促進では、台湾向けプロモーションの強化、海外向け観光PR映像制作、スマートフォン等で市内観光が楽しめる多言語対応ガイドマップシステムの導入、外国人観光客の受け入れ体制の整備等を行い、セブンイレブンと連携した日本初のインバウンドの取り組み成功に向けて努力します。

農業では、高齢化、後継者不足、遊休農地や不作付地の拡大、風評被害、TPP問題等の難題を抱えています。国・県・市の補助メニューを有機的に結び付け、新しい農業の姿を模索していきます。

これからの五年間は国の地方創生の波に乗り、「二本松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のもと、市民の皆さまと共に、農業、商業、工業、観光等、全てにおいてしっかりと新しい方向に舵を切り、さらなる「元氣な二本松」を目指してまいります。